

でんきといっしょ割引 with eライフサポート

(附帯料金条件)

令和2年4月1日実施

四国電力株式会社

でんきといっしょ割引 with eライフサポート

目 次

本	則	1
1	附 帯 種 別	1
2	適 用 範 囲	1
3	契 約 の 申 込 み	1
4	契 約 の 成 立	1
5	適 用 期 間	2
6	料 金	2
7	契 約 の 消 滅	2
8	解 約 違 約 金	3
9	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 附 帯 種 別

でんきといっしょ割引 with e ライフサポート料金条件（以下「この料金条件」といいます。）の附帯種別は、でんきといっしょ割引 with e ライフサポートといたします。

2 適 用 範 囲

次のいずれにも該当し、当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）により電気の供給を受けること。
- (2) 当社が指定する四電エナジーサービス株式会社の電化機器リース制度「e ライフサポート」約款における契約によって料金として算定されたもの（以下「貸借料金」といいます。）と主契約の料金条件によって料金として算定されたものを、当社所定の方法によって継続して一括して支払っていただくこと。

3 契 約 の 申 込 み

お客さまが、この料金条件にもとづく契約（以下「でんきといっしょ割引契約」といいます。）を希望される場合は、あらかじめこの料金条件を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契 約 の 成 立

でんきといっしょ割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 適用期間

- (1) 適用期間は、でんきといっしょ割引契約の適用開始日（貸借料金の適用開始日が属する月の翌月検針日といたします。）から120月目の検針日の前日（以下「適用期間満了日」といいます。）までといたします。
- (2) でんきといっしょ割引契約の適用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも廃止または変更の申出がない場合は、でんきといっしょ割引契約は、適用期間満了後も2年間に限り同一条件で継続されるものとし、当社は、継続される適用期間（以下「継続適用期間」といいます。）のみをお客さまにお知らせいたします。

6 料 金

- (1) この料金条件の適用を受ける期間の各月の料金は、主契約の料金条件によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(2)のでんきといっしょ割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。
- (2) でんきといっしょ割引額

でんきといっしょ割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	286円00銭
---------	---------

ただし、需給条件 20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合で、料金の算定期間が1月とならないときは、でんきといっしょ割引を適用いたしません。

7 契約の消滅

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、その日にでんきといっしょ割引契約が消滅するものといたします。

- (1) お客さまが、2（適用範囲）に該当しなくなった場合
- (2) 継続適用期間が満了した場合

8 解約違約金

でんきといっしょ割引契約の適用期間満了に先だって、お客さまがでんきといっしょ割引契約を廃止した場合または7（契約の消滅）(1)によりでんきといっしょ割引契約が消滅した場合には、原則として、次に定める解約違約金を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、適用開始日以降114月目の検針日から適用期間満了日までの期間または継続適用期間に、お客さまがでんきといっしょ割引契約を廃止した場合または7（契約の消滅）(1)によりでんきといっしょ割引契約が消滅した場合には、解約違約金は発生いたしません。

$$\text{解約違約金} = 286 \text{ 円 } 00 \text{ 銭} \times \frac{\text{でんきといっしょ割引を適用した月数}}{\text{適用した月数}}$$

9 その他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件に定めるところによるものといたします。

附 則

(実 施 期 日)

この料金条件は、令和2年4月1日から実施いたします。

